

写

平成27年 第1回臨時会

会 議 録

(平成27年1月27日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年
枕崎市議会第 1 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（1 月 27 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
1 月 27 日（火）	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第4号） 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 議案上程（日程第5号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第6号、第7号） 15 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成27年1月27日)

平成27年枕崎市議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

平成27年1月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	26年 陳3	枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情	議員定 数特委
4	1	枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
5	2	損害賠償の額の決定及び和解について	
6	報1	専決処分の報告について	
7	報2	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
田野尻 武 志 監査委員
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 水産商工課参事
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
新屋敷 増 水産商工課観光交流係長
橋之口 寛 監査委員事務局長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成27年第1回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、6番新屋敷幸隆議員、11番吉松幸夫議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

議員定数等調査特別委員長に報告を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲議員定数等調査特別委員長 登壇]

○茅野勲議員定数等調査特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第3号枕崎市議会の議員の定数削減を求める陳情について、議員定数等調査特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本陳情は、本年予定されている市議会議員選挙から定数を2人削減し、14人とすることを求めて提出され、さきの定例会において継続審査となっていたものであります。

本件に対する議会の意思決定については、4月に予定されている市議会議員選挙の日程を考慮した場合、1月中には結論を見出していくべきものであることから、去る1月14日に2回目の委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程において、委員からは、議員定数について、削減すべき、また、削減すべきでないとの双方の意見が出されております。

まず、議員定数を削減すべきとの意見としては、議員1人あたりに占める人口・行政面積等の水準を県下各市や類似団体等と比較・分析した場合、1人あたりの人口は、14名にしたときに1,620人で、志布志市やいちき串木野市並みとなることや、行政面積についても、本市は最も狭いといった状況等を踏まえた場合、定数は削減すべきであるという意見や、議員定数削減の全国的な傾向、今後の人口減少等のほか、これまで改選ごとに削減してきた本市の議員定数の変遷を考えた場合に、定数を14名にするという議会のほうからみずから身を切る改革の中で、市民に対しても議会の立場を示していかなければならないと思う。また、現在、欠員が生じているなどの中で、維持・運営されてきている本市議会の現状等をかんがみれば、16名でなければならないということを市民に説明することは難しいといった意見のほか、我々は、これまでも議会の中で行政に対し、財政の改善、立て直しを強く要望してきた点からしても、議員定数を削減して議会の立場を示していくことも大事であり、2名削減はやむを得ないと思うといった意見が述べられました。

一方、議員定数を削減すべきではないとの意見としては、住民の声を届けていく議員の定数が減ってしまうと、市民が遠のいてしまい、民主的な議会というのが崩れてしまう。他市と比較しても、16人という定数は平均値である。また、行財政の効率化を前面に出して定数を削減するということでは、民意が議会の場に届かなくなるということだけではなく、行政に対するチェッ

ク機能の低下にもつながる。もっと議会活動を活発にする中で、市民に知らせていくという議会の役割を果たしていくべきであり、これ以上減らす必要はないとの意見や、定数を減らすということは簡単であるが、身を削るのであれば報酬を減らすべきであり、今回までは16人体制として、今後、人口も減少していくわけなので、4年後の次回に向けて考えていくべき問題ではないかといった意見が述べられました。

そのほか、定数の問題に関連して、議員報酬のあり方についての意見等も出されました。

以上のように、議員定数削減についての委員の意見は分かれ、一致を見ることができませんでしたので、本件については、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これより起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、平成26年陳情第3号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第4号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲議員 登壇]

○16番茅野勲議員 ただいま上程されました議案第1号枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本市議会の議員の定数については、さきの報告にありましたように、議員定数等調査特別委員会における陳情審査の中で議論してまいりました。

本件は、県下各市の議員1人当たりの人口及び行政面積並びに全国の類似団体の議員定数等を考慮するとともに、本市の厳しい財政状況の中で、議会みずから行財政改革の推進を図っていくため、議員の定数を削減しようとするものであります。

具体的には、議員定数を現行の16人から2人削減し14人とし、本年4月に予定されている市議会議員選挙から適用するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

豊留榮子議員から、あらかじめ討論の通告がありますので、これを許可いたしますが、そのほかに討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第1号枕崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党市議団は、反対の立場から討論いたします。

この議員定数を削減するという事は、住民の声を切り捨て、住民の地方自治への参加を縮小することになっていきます。また、住民の代表としての認識も薄れて、住民からすれば議員は身近な存在から遠い存在へとなってきます。

ですから、さまざまな住民の意思を議会に反映させるということを十分に配慮した定数の設定でなければならないと思います。

財政が困難だからと経済の効率面だけを重視して議員定数の削減を行えば、議会に対する民意の反映度が低下するばかりか、議会としての大事な部分であります市政に対するチェック機能を弱めることとなります。

枕崎市議会は、これまでも議員定数の削減を繰り返してきました。平成19年は、22議席から3議席減らしての19議席へ、（「4人減らして」と言う者あり）失礼しました、4人減らして18議席へ、そして23年にも、これは2議席減らして16議席となっているところですが、今回さらに2議席減の14議席で議会の活性化を狭めようとしています。

住みやすく暮らしやすい枕崎にするためにも、少数意見もしっかりと反映できるような議会、そして市長や行政に対して議会の目が行き届くようにするためにも、これ以上の議員削減はすべきではありません。

以上のことから、反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第2号損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、平成26年2月24日に火之神公園において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案の詳細な内容につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○下山忠志水産商工課長 議案第2号損害賠償の額の決定及び和解について説明いたします。

平成26年2月24日に火之神公園において発生した事故に関し、損害賠償額を決定し、相手方と和解しようとするものでありますが、相手方は南さつま市在住の42歳男性であります。

事故の概要は、平成26年2月24日午後2時ごろ、火之神岬町41番地東側白地海岸において、市が設置した防護さく沿いを散策していた相手方が、防護さく越しに崖下をのぞこうとした際、防護さくの支柱と横木を連結する内部金具が腐食していたため、横木がはずれて崖下に転落し、負傷したものです。

このことにより、相手方は平成26年2月24日から同年11月11日までの261日間、入院及び通院による治療を要したほか、休業並びに後遺障害の残存による将来に向かっての経済的損失を余儀なくされたものであります。

損害賠償の額は、治療費42万9,442円、休業損害86万6,400円、慰謝料272万4,060円、逸失利益586万4,472円、その他52万1,512円の合計1,040万5,886円であります。

和解の内容は、市が相手方に対し、この賠償金額全額を支払い、相手方及び市は、本件損害賠償のほかに何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約するものであります。

なお、損害賠償額は、全額、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の保険金をもって支払うものであります。

以上で説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番新屋敷幸隆議員 問題の事故現場はですね、この前調査に行って、既に防護さくは解体されて取り去られているんですが、今後ですね、枕崎の持つこういう施設ですよ、危険がないようにですね、この事故が二度と起きないようにするためにですね、どういうふうな対策を講じていくのか。

また、この事故に関連してですね、今、枕崎市内にある公園の遊具施設がですね、去年から全部使用不可ってことですね、子どもたちが遊ぶことができないんですけども、これは、いつごろまた新しくなるのか、もしわかりましたらお教えてください。

○久木田敏副市長 まず、火之神公園のその後の点検についてでございますけれども、その後も毎週点検を行っております。水産商工課に土木技師の配置、そういうのもなされております。技術的な部分を含めて定期的に定期検査を行っております。

市の公共施設全体につきましては、その事故の起こったときに即座に自主点検を行いました。

その結果としまして、建物の一部のひさしのわずかな部分でありますけれども、脱落、それから建物内の手すりの部分の固定というようなそういう軽微なもの等の箇所が認められましたけれども、その危険な部分については、即、除去の方向で対応するように指示して、現在まで対応を行ってきております。

また、今後、全体的な市内のそういう公共施設全体につきましては、公共施設のあり方検討会の中で、今後施設の管理について検討をしておりますし、また今後もそのように計画を立てながら行っていきたいというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 この本件については、この保険会社等には加入されていなかったのかどうか。というのはですね、本市には、いろんな施設、公園等にブランコ、滑り台、それからさく等があるんですけど、本件は、これ保険会社には加入されていなかったのかどうかお尋ねいたします。

○立石幸徳議長 ただいまの質疑については、説明の中で保険のほうから適用するというので、もう説明済みでございますけれども。

○9 番沢口光広議員 それだったら、幾らの保険金が出たのかお尋ねしたいです。

○永留秀一総務課長 市の施設に瑕疵があって相手に損害を加えたときなどのために、水産商工課長が説明しましたが、全国市長会の市民総合賠償補償保険というのに加入をしています。

市の全体の施設が対象になるということで、総務課のほうが一括して加入をしているんですけども、補償の内容としましては、賠償につきましては、1人当たり上限が1億円、1つの事故当たり10億円という、そういう生命とか人身に関する賠償内容となっております。この賠償以外にも補償保険というのもありまして、市に責任がない場合でも、入院した場合の見舞金あるいは死亡されたときの死亡補償金、そういったのもこの保険内容になっております。

年間の掛金としまして、平成26年度は42万8,000円の予算を組んで掛金を掛けているところであります。以上であります。

○6 番新屋敷幸隆議員 先ほど質問した、いわゆる市内の遊具施設ですよ、公園の。いわゆるこのことに関連してですね、老朽化して危険があるということで、今ずっと使用不可の紙が張られているわけですよ。そういうことで、昨年から使用不可になっているんですけど、いつごろこれが新しくなるのか、これは県のあれですかね、その辺がわかれば教えてください。

○久木田敏副市長 先ほども申し上げましたけれども、市の公共施設につきましては、公園も含めましてすべて、今、公共施設のあり方検討会の中で検討をしながら、さらに3カ年のですね、全国的な、そういう施設のあり方についての指針を、27年度から29年度までの3カ年間で示していかなければなりません。

ですので、この計画の中で今優先順位をつけながら、それぞれの施設の耐震化等々も含めましてですね、対応してきているところがございますけれども、その遊具施設については、部分的な補修ができるものについては、当該年度の予算の中で対応していきますけれども、それが大きな問題に、施設の改修となりますと、財政的な問題もありますので、先ほど言いました計画の中で、順次ですね、対応はしてまいりたいということだけを今ここで申し上げておきたいと思っております。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○7 番禰占通男議員 火之神公園の、まだ今撤去した残りの分がありますよ、さくがあの入り口のほうに。高さが低い、下までの高さは低いんですけど、私は正月休みにちょっと行ってみまして、あれは結局、横木がやせてすき間が相当あいてるんですよ。それで、木片のくさびを打って固定してがたつきを直したり、コーキングを表面だけ注入したかそういう感じなんだけど、またそれも剥離している。そしてまた、あと、がたつくのも数本ありました。あれ等もやはり検討しないと、撤去するのか、それをまたすき間を埋めるのか、何か対策を考えないと、また二の舞になるんじゃないかと思いますが、今後どのような対処をなさるのかお伺いします。

○下山忠志水産商工課長 先ほど副市長からもありましたように、火之神公園については、毎週1回、土木技師も含めて点検をしているところがございます。

今、御指摘の防護さくにつきましては、構造が木造の構造になっておりまして、固定するのは、木のくさびで固定しているような構造の、もともとそういう構造になっております。そのすき間については、あいたすき間についてはコーキング剤で注入をしているところがございます。毎週点検をして、がたつきの大きい箇所については、ステンレスのくぎを水産商工課の職員のほうで打ちこみまして補強をしているところがございます。

今後も随時点検をして、危なくないような対応をとっていきたいというふうに考えております。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、可決されました。

次に、日程第6号及び第7号の2件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項2件について、報告いたします。

立神センター及び立神中学校用地の一部の土地の所有権確認請求訴訟に係る報告事項第1号及び報告事項第2号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した和解について及びこれに伴う平成26年度枕崎市一般会計補正予算第5号について、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものです。

本件訴訟に係る経過等につきましては、昨年5月に第一審で市の主張が認められた内容の判決が言い渡された後、相手方が控訴を提起したことから、市は引き続きこれに対応していくこととしたことは既に報告いたしました。

その後の控訴審においては、その途中に裁判所から和解勧告がなされ、市としては、訴訟代理人である市の顧問弁護士とその対応について協議した結果、市と同じく本件訴訟の当事者である市民の方がこれ以上の訴訟係属を望まない意向であったことも踏まえ、その後は、和解することを含め相手方と協議を続けてきたところであります。

以上のような経過から、専決処分書に記載のとおりの内容で市及び相手方が互いに譲歩し、和解することについて、今般、合意に至り、本年1月6日付で和解契約を締結するとともに、和解に伴う専決処分を行ったものであります。

なお、市民の方も同日付で相手方と別途和解契約を締結しておりますが、市としては、和解によることで本件の早期かつ円満な解決が図られたものと考えております。議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第1回臨時会を閉会いたします。

午前10時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫